

岐阜県公報

第二千四百九十一号
平成二十五年十月二十五日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

有害興行の指定 (環境管理課) 七〇一

道路の区域変更 (男女参画青少年課) 七〇二

道路の供用開始 (道路維持課) 七〇二

公 示 (同) 七〇三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七〇三

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 七〇三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 七〇四

公共測量の実施 (用地課) 七〇五

正 誤

漁業権免許の内容たるべき事項等中訂正 (農政課) 七〇五

告示

岐阜県告示第四百八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

関市小屋名字上中島四一八番一、四二〇番一、四二二番、四二二番二、四九八番一、四九八番三及び五〇七番一の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物

三 土壌汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置
地下水の水質の測定

岐阜県告示第四百八十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名	等
映画	KILLERS		日活	
	痴漢電車 いけない夢旅行		オーピー映画	
	真夜中の不倫妻		オーピー映画	
	快楽民宿 濡れ八木紀行		大蔵映画	
	義父の愛撫 くいだむ吉先		オーピー映画	
	人妻禁猟区 屈辱的な月曜日		新日本映画	
	どすけべプロデューサー 好色まくら営業		新東宝映画	
	セッションズ (原題)THE SESSIONS		20世紀フォックス映画	
	淫Dream まどろむ白衣		オーピー映画	
	縄の責婦人 先を吊り下げる		新日本映画	
	女教師 秘密の放課後		オーピー映画	
	恋態夫婦 とろける教室		オーピー映画	

2 指定年月日

平成25年10月25日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	名古屋線 多治見線	多治見市脇之島町六丁目八〇番地先から 同市平和町八丁目三二番一地先まで	一〇・三	八・四	一〇・三	二六・〇	
			二六・〇	一六・六	二六・〇		

岐阜県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	神原線 西津汲線	揖斐郡揖斐川町東津汲字 上山七二〇番八地先から 同郡同町同二地先まで	三三・〇	三〇・〇	三三・〇	三六・八	
			三六・八	三七・〇	三六・八		

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十五年十月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）	供用開始の期日	備（区域）考（決定又は変更の告示年月日）
県道	大阿井木線	恵那市東野字千橋一〇〇五番二地先から	同市同地先まで	一四・一	平成二五・一〇・二五	平成一九・一・三〇

岐阜県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）	供用開始の期日	備（区域）考（決定又は変更の告示年月日）
-------	-----	---	---	---------	---------	----------------------

一般国道	百五十七号	本巢市根尾長嶺字地堂土三九〇番一地从先から 同市根尾門脇字祇園野二二三番二地先まで	四〇・〇	平成二五・一〇・二五	平成一九・八・一九 平成二〇・一・九 平成二一・二・五 平成二二・一・八 平成二五・一〇・二五
------	-------	--	------	------------	---

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふあいん
- 三 代表者の氏名 善生 みゆき
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼東町二丁目一六一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者、障害児に対して、福祉サービスに関する事業及び就労支援、相談支援事業を行い、地域に社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リスト音楽院友の会
- 三 代表者の氏名 矢島 潤一郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市徹明通二丁目九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、日本からハンガリーのリスト音楽院に留学した演奏家、及びリスト音楽院の演奏家、また日本でのリスト音楽院との交流事業、及びハンガリーでの日本との音楽交流事業の活動に対して、演奏会やその他音楽事業の主催・共催や後援、およびその運営または活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業を行い、クラシック音楽の文化芸術の振興、及びハンガリーとのリスト音楽院を通じた国際交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人住まいるBOXサポートクラブ
- 三 代表者の氏名 中井 城嗣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市二野二八七〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、個人の住まいと地域の環境に関する相談や、家庭経済に係わる諸問題の学習を通じて、高齢者の福祉面も伴う自立した生活者の育成を図るとともに、夢

のある健康で豊かな生活環境を築くための支援を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人糸里の里づくり
- 三 代表者の氏名 杉山 茂
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字稻富一三〇八番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民やボランティアと連携を深めながら、環境と調和した地産地消の農業推進、地域の歴史文化施設の保全、地域の環境保全、地域の交通安全、情報化促進活動その他の活動を行い、少子高齢社会により良い地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年十月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

羽島市舟橋町八丁目一番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年六月一日

五 店舗面積

一、三三三三平方メートル

六 駐車場の収容台数

四五台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量(道路三次元データ計測)

三 作業期間

平成二十五年十月七日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに加茂郡坂祝町

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年五月三十一日号外(二) 漁業権免許の内容たるべき事項等(岐阜県告示第

三百十二号)一〇頁の表中

高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。)及び下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る。)

は、

高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。)及び下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡馬瀬村の区域に限る。)

年一月三野郡清見(及び下)二月二十郡金山町に限る。)

の誤り。

平成二十五年十月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社